

第2版はしがき

この第2版では、2008年の初版刊行以降の関係法令の改正や新しい裁判例を反映させつつ、講義中の学生からの質問も検討し、説明の方法や表現を初心者にも理解できるように、できるだけわかりやすく書き直した。筆者らは今回の改訂のために2年にわたり研究会で検討した。そこで再認識したのは、抽象的な学説レベルでは理解できていると思ったことでも、設例や判例などのケースにあてはめると説明できないという事実であった。「実際に役に立たないのは法律学ではない」ということを学習者に伝えるのがこの本の隠れたミッションであったが、これはわれわれ研究者にとっての永遠の課題のように思われる。

2012年4月には、「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律」（平成23年法律36号）が施行され、国際裁判管轄に関する日本のルール（民事訴訟法第1編第2章第1節「日本の裁判所の管轄権」参照）は大きく変わった。2013年5月には「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（1980年ハーグで作成）の締結が国会で承認され、日本も国境を越えた子の連れ去りに対する国際協力の枠組みに参加することになった。以上のような動向は、2006年の法の適用に関する通則法の制定やEUにおける2007年の契約外債務の準拠法に関する規則および2008年の契約債務の準拠法に関する規則の成立などと相まって、日本の国際私法学に大きな刺激を与えている。国際私法、国際民事手続法および国際取引法に関する新しい研究成果を反映させるために、章末の参考文献も一新した。

今回の改定によって、「国際的なビジネスや家族生活に実際に使える生きた国際私法を学ぶ」という本書の目的がよりよく達成されることを願っている。

最後に、伊藤忠商事株式会社の茅野みつる氏（カリフォルニア州弁護士）には、ご著書から貴重な契約資料をご提供頂いた。また、大阪大学特任研究員の小野木尚氏には、章末の参考文献、「この本の使い方」中の条約・主要文献の更新から研究会における議事録作成、原稿の整理に至るまで、大変お世話になった。ここに記して謝意を表したい。

2014年5月

野村天明

はしがき

日本の裁判所では日本の法令が適用されるのがあたりまえのようであるが、事件によっては外国法を適用すべき場合がある。たとえば被相続人が外国人であるというような国際的（外国的）な要素を含んだ事件がそうである。このような国際的な事件にどこの国の法を適用して判断すべきかを決めるのが、国際私法の実的な役割である。国際私法が「法の適用に関する法」であるというのは、この意味である。

国際私法は、紛争に適用されるだけでなく、日本の法システムの中で、国際的な取引関係や家族関係に法的な安定性を与える重要な役割を担っている。このような国際私法による涉外的な法秩序の形成と維持機能は他の法分野からの類推が働きにくく、国際私法は抽象的でとっつきにくいといわれてきた。しかし、現在では紛争以外における国際私法の適用場面は飛躍的に増大している。国際私法は、裁判や戸籍実務だけではなく、国際取引の最先端で利用されているからである。このような動向を受けて、日本の国際私法の基本法である「法例」（明治31年6月21日法律10号）も大改正され、「法の適用に関する通則法」（平成18年6月21日法律78号、平成19年1月1日施行）が成立した。

この本は、国際的なビジネスや家族生活に実際に使える生きた国際私法を学ぶことを目的にしている。そのために必要な3つの特徴を有している。①設例や判例を用いて問題点を浮かび上げらせ、国際私法のルールや理論のポイントが具体的に理解できるように工夫した。②この本だけで基本が学べるように、日本の国際私法の条文は本文で引用するとともに、理解の助けになる外国や条約上の国際私法ルールも資料として掲げた。③現実の問題の処理に必要な国際民事手続法と国際取引法のポイントも押さえている。

この本で学ぶ人は、国際私法のルールと考え方を身につけ、現実の問題を解くことができるようになる。この本で学ぶことによって、司法試験（国際関係法〔私法系〕）の論点もカバーすることができるはずだ。この本で教える人は、法科大学院はもちろん、法学部やそれ以外の学部でもケースメソッドやプロブレムメソッドによる授業を試してみることができる。

筆者らは、この本を通じてなるべくたくさんの人を国際私法のダイナミックな世界に招待したいと希望している。国際私法は、日本法と外国法をつなぎ、日本と世界をリンクする。国際私法は、日本の法システムに設けられた外国法への窓なのである。

この本の設例の原型は、編者がかつて同志社大学法学部で10年にわたって講義を行った際に作成したものである。貴重な意見をいただいた当時の学生諸君に感謝する。最後に、この本の企画から成立まで忍耐強くつきあっていただいた法律文化社の秋山泰さん、そして校正に協力して下さった大阪大学法科大学院の学生諸君、契約書式の使用許諾をいただいた愛知大学法科大学院の田中信幸教授と原稿整理から索引作成まで献身的にお手伝いいただいた大阪大学特任研究員の藤澤尚江さんに筆者一同より心よりお礼申し上げたい。

2007年10月

野村 美明